Ⅱ 災害予防・応急対策

第3章 防災・減災の基本理念

第5節 大阪市防災·減災条例

1. 自助・共助・公助で命を守る

国や府、そして大阪市では、大規模災害から人命や財産を守るために、阪神・淡路大震災、東日本大震災等を教訓に、防災・減災対策に取り組んでいます。しかしながら、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震など、甚大な被害が想定される大規模災害に対しては、行政機関の「公助」による対策だけでは限界があります。防災・減災対策を促進し、災害に強いまちを築いていくためには、「自分の命は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という心構えを持って、地域住民や事業者の皆さんが力をあわせて、「自分を守り、家族を守り、隣人を助ける」自助、共助の着実な取組みを行なうことが必要です。

大阪市では、平成27年2月1日から大阪市防災・減災条例を施行し、公助に加えて、自助・共助による防災・減災の仕組みづくりを推進しています。

(基本理念) 大阪市防災・減災条例 第3条

防災・減災は、自らのことは自らが守るという自助の考え方、地域において互いに助け合うという共助の考え方及び行政が市民等及び事業者の安全を確保するという公助の考え方に基づき、本市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力する

2. 市民・事業者・本市の責務と役割

(1) 市民の責務・役割

- 自らの安全は自ら守るという防災意識を持ち、平常時よりいざというときのために備える。
 - 食料、飲料水その他の生活必需品の備蓄
 - ・防災訓練への参加
 - ・自らが所有あるいは占有する建築物の安全性の向上
- 災害時には自らの安全を守るとともに、近隣の方などと助け合う。
 - 初期消火
 - ・近隣の負傷者、避難行動要支援者への援助
 - ・ 避難所の自主的運営
- 自主防災組織を結成し、災害時における協力体制を築いておく。
 - ・防災関係機関が行なう防災活動との連携、協力
 - ・ 過去の災害から得られた教訓の伝承

(2) 事業者の責務・役割

- 事業者が災害時に果たす役割(従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、 地域への貢献)を十分に認識し、平常時よりいざというときのための計画等を策定する。
 - ・事業継続計画(Business Continuity Plan、BCP)の策定
 - ・防災体制の整備及び防災訓練の実施
 - ・事業所の耐震化
 - 予想被害からの復旧計画策定
 - 従業員が防災・減災対策に関する知識及び技術を習得することができる機会の提供
 - 帰宅困難者一斉帰宅抑制のためのルールの策定や物資や資機材の備蓄
- 事業者ごとの能力を活用し、本市、市民及び自主防災組織と積極的に連携して自主防災 活動の推進に努める。
- 災害応急対策または災害復旧に必要な物資、資材または役務の供給、提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、本市が実施する防災関連施策に協力するよう努める。

(3) 大阪市の責務、役割

- 市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、各指定地方行政機関及び他の地方 公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。
- 地域防災力の充実強化に努める。
 - 自主防災組織等の充実及び自発的な防災活動の促進
 - 事業継続計画(BCP)の策定及び事業継続マネジメント(BCM)の実施など、事業者の防災活動の促進
- ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。
- 男女共同参画、高齢者、障がい者、外国籍の方、ボランティア団体等、多様な主体の防災 活動への参画を促進するとともに、要配慮者への配慮に努める。

第4章 災害に対する日ごろの備え

地震等の被害を小さくするためには、日頃からの備えがなにより大切です。

家族、個人で、また事業所等で「地域で、どのような大地震が起こりうるか」、「勤め先・通学 先などで、どのような災害が起こりうるか」、「どこへ避難するのか」「災害に対し、ふだんから、 どのような備えが必要か」を確認し、あらかじめ備えをしておきましょう。

地域の人たちとも、ふだんからの備え、正確な情報の収集・共有、助け合いの避難行動について、話し合っておくことも必要です。

第6節 家庭で準備できること(自助)

1. 正しい行動がとれるよう家族で防災会議を開こう

被害想定やハザードマップを確認しながら、実際に災害が発生した時のことを想定して、 各自ですべきことや避難方法、連絡方法などを家族で話し合っておきます。

(1) 家族との連絡方法や安否確認方法を決める

大規模災害発生時には、一般電話や携帯電話の通話が制限されます。

NTT の災害伝言ダイヤルや携帯電話の災害伝言板を活用して、家族や友人と連絡をとる方法を決めておきましょう。

~家族や友人等と安否確認する方法~

① 災害用伝言ダイヤル171

NTT西日本(一般電話:音声) 「171」をダイヤルし、ガイダンスにしたがって伝言を登録・再生できます。

② 災害伝言板

安否情報を登録すると、家族や友人が携帯電話やパソコンから確認できます。 詳しくは、各社のホームページなどをご覧ください。

◇ 携帯電話 災害伝言板 (メール)

(NTT ドコモ) http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi

⟨au⟩ http://dengon.ezweb.ne.jp/

〈ソフトバンクモバイル〉http://dengon.softbank.ne.jp/

◇ パソコン (テキスト、音声、画像)

〈NTT 西日本〉「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」

http://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/

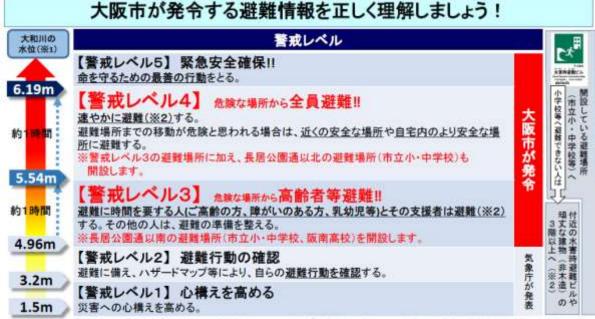
※ これらのサービスは、毎月1 日および15 日、正月三が日(1月1日正午~1月3日午後11時)、防災週間(8月30 日~9月5日)、防災とボランティア週間(1月15日~21日)に体験利用できますので、災害発生時に備えて利用方法を事前に憶えておきましょう。

(2) 避難情報を正しく理解し、正しい行動がとれるよう自宅の浸水想定を確認

大和川氾濫等の水害の際に、気象庁及び大阪市(※)から5段階の警戒レベルを発令します。

※警戒レベル1、2 : 気象庁が発表 警戒レベル3から5: 大阪市が発令

お住まいの地域に避難情報が発令された場合には、迅速で正しい避難行動がとれるよう、避難情報について正しく理解するとともに、日頃から備えをしておきましょう。

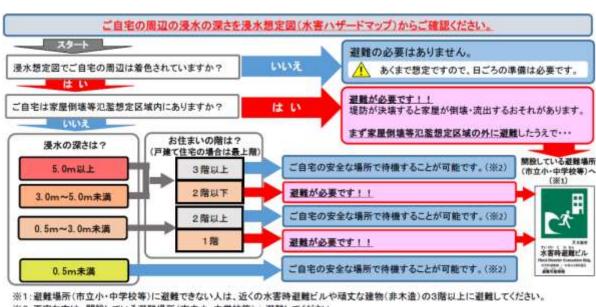


※1:柏原観測基準点における水位です。大和川河川事務所ホームページの「大和川ライブカメラ」で大和川の現在の水位などを確認できます。
※2:避難先は、公的な避難場所に限りません。近くの家族や親戚、知人宅への避難についても日ごろから相談しておいてください。

避難情報は、防災スピーカー(警戒レベル4、5発令時)、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、ツイッター、区役所ホームページ、広報車等を通じて伝達します。

避難行動の目安

避難情報が発令された場合には下図を参考に適切な行動をとりましょう。

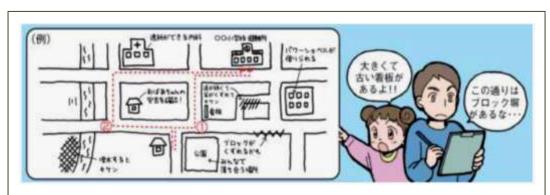


※2:不安な方は、開設している避難場所(市立小・中学校等)へ避難してください。

▲ 上の図はあくまで目安です。建物により居室の床の高さが異なりますので、上の図によらない場合があります。 また、老朽化した木造家屋の場合は家屋倒壊等氾濫想定区域外にあっても家屋の倒壊・流出の可能性があります。

(3) 我が家の防災マップをつくる

あらかじめ、家族が離ればなれになった時に落ち合う場所(学校など避難所、親せき·知人宅など)を決めておきます。あわせて避難経路も確認します。



- □ 家の付近の危険な場所や避難場所を確認し、避難経路を確認しておく。
- □ 避難経路は一つではなく、通行できない場合に備えて複数決める。
- □ 地域の人たちとの一時的な集合場所、または一時避難場所(広場、公園、学校の グラウンドなど)も確認しておく。

(4) 家族一人ひとりの役割を決める

家族で話し合って、日常の予防対策上の役割と、災害発生時の役割を決めておきます。また、高齢者や乳幼児などがいる場合は、保護担当者を決めておきましょう。



- □ 火を消す・ガスの元栓を閉める。
- □ 危険物を安全なところへ移す。
- □ 扉を開けるなど、出入口を確保する。
- □ 消火器、バケツなどを用意する。
- 電気器具のコンセントを抜く
- □ ラジオ、テレビなどで情報を確認する。
- □ 必要な非常持ち出し品がそろっているか確認する。
- ブレーカーを切る。
- □ 後からもどった家族へ伝言を書いておく。
- □ 家の前に行き先や連絡先を書いた紙を貼っておく

(5) 緊急連絡カードを用意する

家族の避難場所や落ち合う場所、家族の連絡方法などを話し合い、決めたことは緊急連絡カードに記入して携帯するようにします。自分自身の情報を記入しておくことで、緊急時に自分自身の安全を守ることになります。また、ひとりで避難することに不安のある方は、災害時に支援してくださる方にも写しを渡しておきましょう。



2. 家の安全対策

(1) 家の内外の危険個所をチェック

定期的に家の中や周囲をチェックしておきます。 台風の場合などで、風雨が強まってから 屋根などの補強をするのは非常に危険。絶対にやめましょう!



(2) 家具の転倒・落下防止対策

建物が無事でも家具が転倒すると、その下敷きになってケガをしたり、室内が散乱することにより逃げ遅れる場合があります。家庭での被害を防ぎ、安全な逃げ道を確保するためにも、家具や電化製品が転倒しないように固定したり、物が落下しないようにしたり、ガラスが割れて飛散するのを防いだりするなどの「家具の転倒・落下防止対策」等を実践します。



(3) 家屋の耐震対策

家屋の耐震診断、耐震補強などの対策をしましょう。家の強度に不安がある場合は専門家に調べてもらう必要があります。特に、昭和56年(1981年)5月31日以前の旧耐震基準で建てられた建物は、強度が不足している可能性があります。

大阪市では、震災に強い街づくりをめざし、耐震診断・耐震改修費用の一部の補助を行なっています。

3. 非常持ち出し品と非常準備品を備えよう

災害発生時にすぐに持ち出す「非常持ち出し品」と、災害から復旧するまでの数日間を支えるため家庭に備えておく「非常準備品」を分けて用意しておきます。赤ちゃん用品や介護用品など個人や家庭の事情に合わせた備えも検討しておきましょう。

また、定期的に保存状態や消費期限等を点検して、新しいものに交換します。

(1) 準備しておきたい非常持ち出し品

「非常持ち出し品」は、避難時に最低限必要なものを準備します。家族構成を考えて必要な分だけ用意し、いつでもすぐに持ち出せる場所に置いておきます。

★ 1次の備え「非常持ち出し品」

- □ 家庭や勤務先など、1日の多くを過ごす場所には「非常持ち出し品」を備える。
- □ 被災の1日、命が安全なところに逃げる時にこれだけは持っていたい、という最 低限の備えに!(※さっと持ち出せて逃げられるコンパクトな1バックで準備)
- □ 合わせて、頭・足もとを守って逃げられる備えも必要。
- どこに置く…? 玄関・寝室…持ち出しやすいところに!車のトランクに予備を 置くのも良い。

★ 0次の備え「いつでもケータイ!」

「非常持ち出し品」として備えるものの中から、携帯ができそうなものは、いつも 使うバックなどに入れて、身につけてみましょう。いつどこで被災するかわからな い災害への安心感を持ち歩きます。

非常持ち出し品チェックリスト

リュックサックなど両手が自由に動かせるものに次のようなものを準備し、いつでもすぐに持ち出せる場所に置いておきましょう。

家族構成を考え必要最小限に絞り 込み、一度背負ってみましょう。また、 少なくとも年に一度は点検しましょう。



基本品目32点 ○大人2人分の目安

□非常持ち出し袋 1個		□包帯*	2巻
□缶入り乾パン (110g)	2個	□三角巾*	2枚
□飲料水 (500mlペットボトル)	6本	□マスク**	2枚
□懐中電灯	2個	□常備薬·持病薬など※	適当量
□□−ソク	2本	□レジャーシート	1枚
□ライター	2個	□サバイバルブランケット	2枚
□携帯ラジオ	1台	□簡易トイレ	2枚~
□十徳ナイフ	1本	□タオル	4枚~
□軍手·手袋	2組	□ポリ袋	10枚
□ロープ 5m~	1本	□トイレットペーパー	1ロール
□救急袋	1枚	□ウェットティッシュ	2個
□毛抜き※	1本	□現金(公衆電話用の小銭)	約50枚
□消毒液※	1本	□ガムテープ (布製)	1個
□脱脂綿※ 通	量世	□油性マジック(太)	1本
□ガーゼ (滅菌) ※	2枚	□筆記用具	1セット
□ばんそうこう* 10	0枚~	□生理用品	

※は救急袋の中に入れておく。

個人や家庭の事情にあわせ備えを検討するもの

必需品·貴重品類

- □車や家の予備鍵 □予備メガネ・
- コンタクトレンズ等 □預金通帳 (写)
- □健康保険証(写)
- □運転免許証(写)
- □パスポート・外人登録証等(写)

赤ちゃん用品

- □粉ミルク□紙おむつ□哺乳瓶□母子手帳
- □ おやつ □ 玩具 □ 離乳食 □ 着替え
- □スプーン □ベビーカー □洗浄綿 □おんぶひも

□バスタオル □毛布 □ガーゼ

高齢者用品

- □高齢者手帳 □おむつ
- □着替え □持病薬
- □予備メガネ □看護用品

※常備薬、お薬手帳は必ず準備しておきましょう。

(2) 家庭に備えておくもの(非常準備品)

非常時、ライフラインが途絶え、もしも助けの手が届かなかったとしても、災害発生後の数日間は自給自足してしのげる物品を備蓄します。備蓄するものは、普段から日常使いの食品や日持ちのする食品を少し多めに購入し、賞味期限などを考慮して、「1 つ食べたら、1 つ買い足す」ローリングストックの考え方で消費しましょう。

★ 2次の備え「安心ストック」

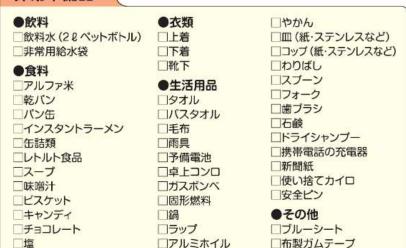
- □ 避難後に少し余裕がでてから安全を確認して自宅へ戻り持ち出したり、ライフラインが止まった家で、避難生活を過ごすことになるかもしれないときに、安心なセットを考えよう。
- □ キッチンや、押し入れ、ガレージ、物置などに、ケースにまとめ取り出しやすく、 持ち運びしやすく備蓄する。
- □ 飲料・食品など消耗品は、少なくとも3日分以上(できれば1週間程度)備えよう。

家庭に備えておくもの

避難後に少し余裕がでてから安全 を確認して自宅へ戻り持ち出したり、 自宅で避難生活を送るうえで必要 なもので、救援物資が届くまでの3 日間程度、自足するつもりで備えま しょう。



非常準備品





4. コロナ禍での避難行動等

新型コロナウイルス感染症がまん延する状況において、地震や風水害などの災害時における 避難所には不特定多数の方が避難することから、感染拡大のリスクが高まる危険性があるため、感染症対策に万全を期すことが重要となります。

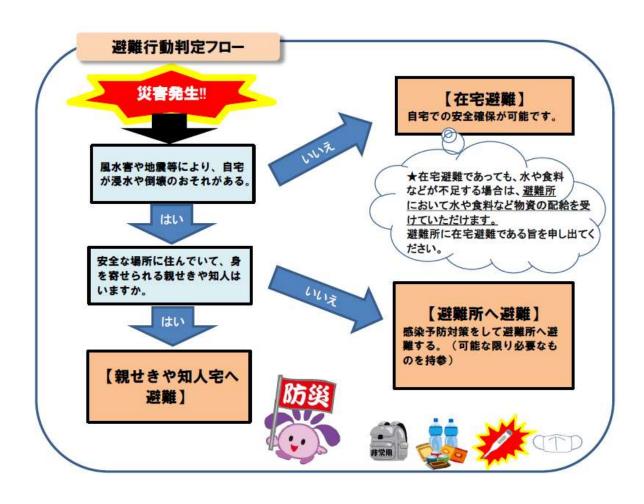
区においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、十分な換気やスペース の確保などの対策をおこなってまいりますが、ご家庭においても日ごろから事前の備えや災害 時の対応について、考えておきましょう。

(1) 在宅避難、分散避難について

避難とは「難」を「避」けることであり、自宅での安全確保が可能な人は避難所に行く必要はありません。ハザードマップなどで、居住地が浸水のリスクのある地域かどうかご確認いただき、自宅での安全確保が可能な場合は、自宅避難の検討をお願いします。

また、避難場所は公的な避難所(小中学校等)だけではありません。安全な親戚・知人宅に 避難することも検討しておきましょう。

<u>在宅避難が危険な場合や安全な親戚・知人宅への避難ができない場合は、躊躇することなく</u> <u>避難所や水害時避難ビルに避難してください。</u>開設する避難所については、区ホームページや ツイッターなどでお知らせしますので、開設していることを確認してから避難してください。



(2) 避難所への避難について

コロナ禍においては、避難所に避難する場合であっても次のことを心がけましょう。

ア マスク・アルコール消毒液・体温計等の持参について

避難所における備蓄品には限りがありますので、避難所に避難する際は可能な限り、 水、食料などの一般的な災害用備蓄品に加えて、マスクやアルコール消毒液、体温計など の持参をお願いします。

イ 手洗い、手指消毒、咳エチケット等の徹底

頻繁な手洗いや手指消毒、マスクの着用や咳エチケット等の基本的な感染防止対策を徹 底してください。

ウ 十分な換気や避難者スペースの確保について

避難所内においては、「3 密(密閉・密集・密接)」を避けるために十分な換気を行うとともに、避難者間のスペースの確保を行います。

エ 定期的な健康状態の確認について

受付時や滞在時において、定期的に健康状態の確認を行いますのでご協力をお願いします。また、発熱や咳等の症状がある場合は、専用スペースに移動していただきますので、 速やかに避難所の担当職員に報告してください。

第7節 地域での防災活動(共助)

災害発生時の対応や被害の大きさは、日ごろからいかに地域住民や学校や企業が協力し合い、 準備を行っていたかによって変わってきます。いざというときに組織の力を発揮できるよう、 平常時においても、みんなで連携しあいながら防災活動に取り組みましょう。

1. 災害対策は地域のみんなで!

(1) 自主防災組織(地域活動協議会)

大規模な災害では、火災や道路の寸断などの被害が広範囲に発生するため、消防、警察、 自衛隊、行政などの防災関係機関が十分に対応できない可能性があります。そんなときに力 を発揮するのが、「地域ぐるみの協力体制」です。阪神淡路大震災時では、地域住民が自発 的に救出・救助活動をして被害の拡大を防ぎ、その後の復興にも大きな力を発揮しました。 また、災害発生後の避難生活が長引く場合にも、地域住民が助け合って、さまざまな困難 を乗り越えなければなりません。

自主防災組織とは、防災という共通の目的をもって活動する地域の皆さんの集まりをいい、住吉区では地域活動協議会が自主防災組織として活動しています。「自分たちのまちは自分たちで守る」という心構えで積極的に地域活動協議会に参加し、災害に強いまちづくりを進め、「地域防災力」を向上させましょう。

地域活動協議会が中心となって、平常時には防災知識の習得のための学習会の開催や各種訓練の実施、災害時には初期消火、救出、救護、避難誘導、避難行動要支援者への支援などの活動を行いましょう。

(2) 地域防災リーダー

住吉区では地域の自主防災活動の中核となり、災害時に率先して隣接住民を初期消火や救出救護活動に導き、平常時には地域の人たちと防災知識の習得や防災訓練に取り組む「地域防災リーダー」が約300人活躍しています。区役所では定期的に消防署と連携して防災リーダー研修会を実施しています。

□ 【資料 1】住吉区地域防災リーダー設置要綱



2. 地域の防災活動(平常時にすべきことは…)

(1) 防災知識の普及

防災対策においては、まず住民一人ひとりが防災に関心をもち、準備することが重要です。地域に防災知識を普及させるため、防災講座やみんなが集まれる楽しい防災イベントなどを開催してみましょう。

(2) 地域を知ろう! 防災点検

防災の基本は、自分の住むまちをよく知ることです。 一緒に作業し話し合う防災ワークショップなどで、災害に対する地域の「強み」「弱み」を確認します。

~ 地域で実施されている防災ワークショップ ~

◇ 災害図上訓練 (DIG)

災害が起こったときの対応を地図の上で考えます。地震や水害のとき、 避難する道や危険な場所、救助に役立つ場所などを探しだし、次々に起こる出来事に対してとるべき行動を描きこんでいきます。災害に対する地域 の「強み」「弱み」がわかります。

◇ まち歩き

地図の上で考えた「強み」「弱み」を、実際にまちを歩いて確認します。

◇ 地域の防災マップづくり

まちを歩いて確認した内容を地図に描き地域の防災マップを作成することで、災害に対する地域の特性をみんなで共有します。

- ◇ 避難所開設運営ゲーム(HUG)
- ◇ マンション防災講座、出前講座 など

(3) 防災資器材や無線機の点検

防災資器材や無線機は災害発生時に活躍します。住吉区では、災害時避難所等に救助用資器材(バール、ジャッキ、ノコギリなど)を配備するとともに、各地域に無線機(防災行政無線、デジタル簡易無線)を配備しています。日ごろからの点検や使い方を確認しておくことが大切です。

(4) 防災訓練

防災訓練は、いざというときに的確な対応をとるために欠かせないものです。地域の人たちの参加を積極的に呼びかけ、地域一丸となって訓練を行いましょう。住吉区では年に1回、全地域が参加する住吉区総合防災訓練を実施しています。実際の災害を想定した避難所開設運営訓練や安否確認訓練などを実施して、対処法を身につけます。

(5) 身近な地域の防災計画づくり

地域の特性に応じた自主防災の役割や、具体的な避難の方法などを「地区防災計画」として作成します。

3. 要配慮者への心配り

突然の災害に見舞われたとき、大きな被害を受けやすいのは、高齢者や子ども、障がいのある人や傷病者、日本語がわからない外国人など、なんらかの手助けが必要な人(要配慮者)です。こうした要配慮者を地震や火災から守るために、地域で協力し合いながら支援していきましょう。

要配慮者が必要とする支援は、移動の介助や情報の提供、避難所での配慮などさまざまです。一方、支援を要する人も得意な分野で他の人を支援できる場合もあります。それぞれの個人のできることをわかりあい、非常時に支えあえる関係づくりが大切です。

いざという時の避難やその方法などについて、日頃から隣近所でお互いに確認しておきます。

(1) 要配慮者の心構え

災害時に身の安全を確保し被害を最小限にするためにも、自分でできる災害への備えに努めましょう。

- □ 災害が起こるとどんな危険があるのか、どう行動したらよいのかを日ごろから考えておく。
- □ 「非常持ち出し品」として、自分の状況に応じて必要な薬や医療器具、生活用品などとともに「緊急連絡カード(ひとりで避難することに不安のある方用)」を準備する。
- □ 隣近所等、身近な人たちと日ごろからコミュニケーションを図り、信頼関係をつくっておく。

(2) 避難行動要支援者への避難支援

避難行動要支援者(要配慮者のうち、自ら避難することが困難な人でその円滑かつ迅速な 避難の確保を図るために特に支援が必要な人)の避難支援は、所在や状況を日頃から把握し ておくことが大切です。把握する場合は、その目的や取り扱いについて本人の了解を得ましょう。

避難支援プランをつくろう

誰がどのようにして避難をお手伝いするか、 個々の避難行動要支援者と話し合って内容を まとめてお互いに持っておきましょう。

一人の方に対して複数の住民で支援するよう 具体的な救援体制を決めておきます。

避難するときは、隣近所で助け合いながらしっかり誘導しましょう。

日ごろから 積極的なコミュニケーションを

災害時の支援活動をスムーズにするために は、要配慮者の方とのコミュニケーションを 日ごろから図っておくことが大切です。

日常からの災害予防支援

ひとり暮らしの要配慮者の方などは、地震に 備えた家具の固定などできない場合がありま すので、地域の皆さんで協力しましょう。

4. 避難所開設のために

(1)避難所の鍵の管理

いざというときに速やかに避難所を開錠するため、避難所となる学校の門、体育館や校舎の鍵は学校施設管理者と区役所、地域(近隣の町会長等)により、複数人で管理されています。地域の防災訓練等で鍵の位置や開錠方法について確認しておきましょう。

(2) 地域の避難所運営

災害時に自主防災組織や地域住民等による円滑な避難所運営ができるよう、あらかじめ地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、避難所における地域役員、地域防災リーダー、ボランティアなどの役割分担や運営方法を明確にしておきます。

また、避難所ではさまざまな方が共同生活を送ります。避難所の運営にあたっては、避難者の多様性やニーズの違いに配慮し、高齢者や障がいのある方、外国人等の要配慮者にも優しい避難所づくり、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりにとりくみましょう。

5. 事業者の取組み

事業者は、災害時に果たす役割(従業員等や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献)を十分に認識して、災害に対し、普段からどのような備えが必要かを確認し、各々の事業所における防災マニュアルや事業継続計画(BCP)を作成して、日ごろから備えておきましょう。

(1) 事業所の立地条件と災害予測

事業所のある場所(周囲の環境)によって、予測しないといけない災害も異なります。事業所がどんな場所に建っているのか、どんな災害の危険性があるのかをしっかり把握しておきます。

(2) 災害時の体制整備

事業所の規模や形態に応じた防災体制を整備します。

- □ 災害対応を適切に行なうための災害時の役割分担の決定【役割分担表】
 - ・従業員の安否確認・救助の体制整備
 - ・客、利用者の安全確保【方法の検討と手順等の作成】
- □ 防災連絡体制の整備
 - ・従業員の招集が速やかに行えるよう携帯電話のメールー斉配信の方法などで防災連絡体制 を整えておきます。
- □ 緊急連絡先の確保【緊急連絡先一覧表】
 - ・ 緊急事態発生時に、防災関係機関等に対して速やかに連絡・通報できるよう連絡先を一覧 表にします。
- □ 職場と従業員の連絡手段(電話・メール不通時)の確認

(3)情報の収集と整理

気象・災害情報や交通情報等、必要な情報の入手方法を把握しておきます。

(4) 避難対策

事業所施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合、どこへ避難するのか、災害の種別毎に施設内外の避難場所、避難経路、避難方法を検討します。

- □ 施設内の避難場所は、予測される災害に応じて決めておく。
- 施設外に避難する場合の避難場所や避難経路については、複数設定し、選択できるようにしておく。
- □ 設定した避難経路は実際に通って、途中の危険な箇所や所要時間等を把握しておく。
- □ 組織としての避難時の非常持ち出し品の準備

(5) 従業員や利用者が待機できる備えと安全対策

施設建物、設備、備品等について、災害時に損壊や転倒、飛散が起こらないよう、安全対策をしっかりとします。

- □ 建物の耐震化
- □ 棚・備品の固定など建物内の安全確保
- □ 二次災害の防止
- □ 水、食料品などの備蓄

(6) 従業員への防災教育と訓練

従業員の防災・減災に対する理解と関心を高め、いざというとき適切な対応をとることができるよう、災害の基礎知識や平常時、災害時にとるべき行動等を内容とする防災教育を実施し、あわせて、定期的な防災訓練を実施します。

- □ さまざまな災害の状況を想定した定期的な訓練の実施
- □ 訓練結果をふまえた、マニュアル等の検証と改善

(7) 地域住民や近隣企業などと連携した防災活動

(安否確認、救助、避難の際の助け合い、事業所施設への住民受入れなど)

- □ 近隣企業、他のテナントなどとの連携体制の整備
- □ 事業所における地域と連携した防災活動の実施
- □ 地域の自主防災活動への参加・連携
 - ※ 学校等で開設する災害時避難所は、地域が主体で運営されます。災害時の避難に 混乱を生じさせないよう、日ごろから地域と、互いの課題やメリットについて話し 合うなど連携が必要です。

第8節 区役所における平常時の取組み(公助)

区役所では、住吉区全体の防災力の向上をめざし、災害時に備えた、 個人、地域、事業者等の自助・共助の取組みへの支援や啓発を行います。あわせて、災害発生時に住民等の救助・救援をすみやかに実行できる区役所の体制強化に取り組みます。

1. 自主防災活動の支援

(1) 自主防災組織の支援

地域活動協議会や地域振興会を中心とした 地域の自主防災組織が取り組む、災害に備えるための活動を支援します。

- ① 地域で実施される防災ワークショップ等への支援
- ② 地区防災計画などの計画(マニュアル)づくりにかかる支援
- ③ 地域防災訓練への支援

(2) 地域防災リーダーの育成

地域における防災機能を強化し活性化させるために住民による防災活動の中核となる防災 リーダーの育成を行い、災害時に効果的かつ実践的な活動ができるよう活動の基盤づくりに 取り組みます。

- ① 地域防災リーダーの委嘱(地域防災リーダーの位置付け)
- ② 定期的な研修・訓練の実施
- ③ 防災装備の配備
- ④ 保険への加入

○【資料1】住吉区地域防災リーダー設置要綱

(3) 防災資器材の配備と整備

災害時避難所等に防災資器材を配備するとともに、定期的な点検・整備を行います。

- ① 救助資器材
- ② 可搬式ポンプ 【資料 2 】一時避難場所・災害時避難所・福祉避難所一覧表 【資料 3 2 】災害時避難所内備蓄物資・救助資器材一式・その他 【資料 4 】可搬式ポンプ収納庫内救助資器材保管場所一覧表

(4) 無線機の配備と定期的な通信訓練の実施

ライフラインが途絶えた際にも的確な情報の交換ができるよう、各地域にデジタル MCA 無線機やデジタル簡易無線機を配備するとともに、いざというときに備えて無線機の取り扱いに困らないよう、区役所との定期的な通信訓練を実施し、情報連絡方法の習熟を図ります。

2. 避難・安全対策

(1) 避難所の確保

- ① 避難所、避難場所の指定
- ② 津波避難ビルの確保
- ③ 福祉避難所の指定
- 51 ページ「避難場所と避難所」参照 【資料 2 】一時避難場所・災害時避難所・福祉避難所一覧表

(2) 避難所における管理運営体制の確立

① 避難所施設の鍵の保管

夜間や休日でも避難所施設の鍵が開錠できるよう、区役所と地域で避難所施設の鍵を保管します。

区役所:各避難所施設の鍵 1セット

地 域:地域内の避難所施設の鍵 各3セット

② 非常時の連絡体制の構築

夜間や休日に災害が発生した場合の避難所施設の管理者との連絡体制を構築します。

③ 避難所開設・運営物品の保管 避難所開設・運営に必要な物品を避難所施設の備蓄倉庫に保管します。

④ 避難所開設・運営訓練実施の支援

地域の避難所開設・運営についてのワークショップや学習会等を開催し、避難所の運営方法や 運営組織の形成に向けた支援を行います。また、避難所施設管理者にも訓練参加を働きかけ、地 域、区役所、避難所施設3者の相互協力体制を構築します。

⑤ 各避難所施設担当職員の選任

各避難所施設に3名~5名の担当職員を選任し、災害発生時は直ちに各避難所に派遣できる体制を整えます。

(3) 避難行動要支援者への支援

- ① 避難行動要支援者名簿の作成と地域への提供 非常時に自分や家族だけでは、避難が困難な方の名簿を作成し、同意を得られた方の名簿について、避難支援に活用するため地域の自主防災組織等へ提供を行います。
- ② 地域見守り支援体制の形成の支援 地域における避難行動要支援者(災害時要援護者)の安否確認や避難支援等を行なう支援体制 の形成にむけた取組みに対する支援を行います。
- ③ 福祉施設と協定締結(福祉避難所)

福祉施設と要配慮者の災害時の二次避難施設(福祉避難所)としての受入れ及び、支援体制を確立する協定締結を行い、避難生活において特別な配慮を要する方々の避難生活場所を確保します。

住吉区地域見守り支援システム

住吉区役所では、高齢の方や障がいのある方など、災害時に自力で避難することが困難な方(この事業では、「災害時要援護者」と呼んでいます。)への支援として、平成26年度より、いざというときに助け合える、顔の見える関係づくりをめざして、災害時の要援護者支援と、地域での日常的な見守りが一体となった「住吉区地域見守り支援システム」の構築に向け、取組みを進めています。この事業は、災害時に自力で避難することが困難な方が、自らの情報を地域へ提供することに同意して登録し、登録いただいた情報は台帳として整理し、地域活動協議会へ提供します。提供された情報は、災害時の安否確認や避難支援、個別支援プランづくりのほか、日頃の声かけ、見守り、防災訓練など、顔の見える関係づくりにも活用します。

○ 【資料8】住吉区災害時要援護者支援プラン

(4) 多様な通信手段の確保

区役所、防災関係機関、地域等と、どのような場合にでも相互に情報連絡ができるよう、 平常時から通信機器や連絡網を整備します。また、非常時に相互の情報連絡が円滑に実施で きるよう、平常時から通信機器操作訓練や情報伝達訓練を通じて、情報連絡体制の構築と情 報連絡方法の習熟を図ります。

① 通信機器の確保

停電や電話回線の不通に備えて、区役所、防災関係機関、地域、学校、福祉避難所協定締結施設等に無線機を配備しています。 □ 【資料5-1】区防災行政無線一覧表

【資料5-2】デジタル簡易無線一覧表

② 情報連絡体制の構築

情報伝達訓練等を通じて、防災関係機関や地域や施設等との情報連絡体制を構築します。

③ 情報伝達体制の整備

区内一斉に災害情報や避難情報を伝達するため、区役所及び小学校の屋上等23箇所に屋外防災 スピーカー(同報系防災行政無線)を設置しています。

(5) 備蓄物資の配備

区では、大規模災害に備えて、区役所及び災害時避難所に物資を備蓄しています。 要配慮や男女のニーズの違いに応じ、多様な物資の備蓄に努めます。 さらに、今般のコロナ禍における状況を鑑み、衛生用品(アルコール消毒液等)や 簡易プライベートテント、折りたたみベッドなどについても随時配備を行っています。

○【資料3-1】区役所内備蓄物資一覧表

【資料3-2】災害時避難所内備蓄物資・救助資器材一式・その他

(6) 隣接区との避難対策の連携

南海トラフ巨大地震では、津波被害により、湾岸エリアの5区(此花区、港区、大正区、 淀川区、住之江区)のほぼ全域が浸水し、避難者が区内の避難所へ避難してくることが想 定されます。隣接する区とも連携しながら、広域的な避難対策を進めます。

3. 防災知識の普及・啓発と人材育成

災害による被害の軽減を図るためには、地震や地震被害、防災対策に関する正しい知識と行動が不可欠です。区民等に対して、災害等の知識、災害への備え、災害時の行動について普及を図り、それぞれの地域の災害関連情報を周知するとともに「自らの地域は自らで守る」という自主防災意識を醸成し、さらに高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対する支援の必要性、方法等の防災知識の普及を図ります。また、区内に滞在及び通過する市民等に対しても、区防災マップの活用や海抜表示など、区域における災害リスクの周知を図り防災知識の普及啓発に努めます。

(1) 印刷物による防災知識の普及啓発

- ・住吉区防災マップの活用
- ・水害ハザードマップの配布
- ・市民防災マニュアルの利活用
- ・家具類の転倒・落下・移動防止対策リーフレットの配布

○【資料6】住吉区防災マップ

(2) 講演会、出前講座、防災イベント等による防災知識の普及啓発

(3) インターネットやSNSを活用した防災知識の普及啓発

区ホームページやツイッター等において防災情報を提供するとともに、トップページ等 において各種情報に効果的なリンクを設定することによって防災知識の普及に努めます。

(4) 水害に対する知識の普及啓発

発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、水害に対する知識の普及啓発に努めるとともに、逃げるために必要な情報提供体制を整備します。

- ・浸水想定表示板等の設置
- ・浸水想定図、避難所情報、避難行動の目安等の周知・啓発
- ・浸水想定表示プレートの交付
- ・避難所開設訓練の実施



(5) 人材の育成

地域の自主防災組織、事業所や学校などにおいて防災の中心的担い手となる人材を育成し、地域への防災知識の普及と防災力の向上を図ります。

4. 区内の事業所、学校等との連携

(1) 防災学習や訓練への支援

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくために、また、いざというときに 主体的に防災活動の担い手となってもらえるよう、小中学校の土曜授業を活用した防災教 室(訓練)を実施しています。体験学習等では、地域防災リーダーに指導いただくなど、 地域の自主防災組織との連携を図りながら進めています。同様に、社会福祉施設や企業に おける防災研修や訓練等への積極的な支援を通じて、区役所、地域、事業所間の協力体制 を構築します。

(2) 住吉区災害時地域協力事業所との連携

登録事業所に対し地域行事や地域防災訓練等への参加を働きかけるなど、地域と登録事業所との関係づくりを支援します。

【住吉区災害時地域協力事業所登録制度】

大規模災害が発生した場合に、事業所等が保有する能力や資源のうち、提供可能な「協力項目」をあらかじめ区に登録しておき、大規模災害時に地域の防災活動に協力いただく制度。

○【資料7】住吉区災害時地域協力事業所登録制度要綱

(3) 学校との連携

災害発生時における教職員の第一義的な役割は、児童生徒の安全確保とともに児童生徒等の安否確認と学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことにあります。しかしながら、学校が避難所となった場合、災害の規模や被害の状況などにより、教職員が、災害対策本部職員が到着する以前の初期対応や災害の長期化に伴う避難所運営の支援などに当たることが必要となります。こうした点を踏まえて、小中学校では、区役所や地域の自主防災組織との連携を図りながら、学校における平常時の備えや対応の手順な

ど、円滑な避難所運営のための基本的な事項などについてマニュアルを整備し、有事に 備えます。

災害発生時等における避難所開設・運営の主な流れ

			地震対策	風水害対策	自主避難対応	
開設基準		判断基準	区内で震度5強以上の地震が発生した 場合	「警戒レベル3」高齢者等避難!!(※2) 「警戒レベル4」全員避難!!(※3) が発令された場合	①強い台風が市域に上陸あるいは、接近するおそれがあり、区内で相当程度の被害が生じることが見込まれる場合(※5) ②その他、区長が必要と認める場合	
	開設場所 区内全流		区内全避難所	区内市立小・中学校、阪南高校	区内市立小学校	
	開設数 37箇所		37箇所	警戒レベル3:18箇所 (※4) 警戒レベル4:23箇所	14箇所	
	開設時期地震発生後速やが		地震発生後速やかに	警戒レベル3・4発令のおそれがあるとき	暴風警報発表見込み時刻2~3時間前	
	運営主体		自主防災組織(地域役員)・区役所	自主防災組織(地域役員)・区役所	区役所	
各機関の主な役割		区役所	・区災害対策(緊急)対策本部の設置 ・自主防災組織(地域役員)への開設依頼 ・施設管理者(学校等)への連絡 ・避難所への職員派遣 ・広報活動(HP、ツイッター等	・区災害対策 (緊急) 対策本部の設置 ・自主防災組織 (地域役員) への開設依頼 ・施設管理者 (学校等) への連絡 ・事前広報活動 (HP、ツイッター等) ・避難所への職員派遣	・区災害対策警戒本部の設置 ・施設管理者(学校等)への連絡 ・事前広報活動(HP、ツイッター等) ・避難所への職員派遣及び開設 ・避難所の運営	
		自主防災組織 (地域役員)	・地域災害対策本部の設置 ・避難所連営委員会の設置 ・避難所の開設(※1) ・避難所の運営	・地域災害対策本部の設置 ・避難所運営委員会の設置 ・避難所の開設(※1) ・避難所の運営	_	
		施設管理者 (学校等)	【時間内のみ】 ・児童生徒の安全確保・安否確認 ・施設の安全確認 ・区職員到着までの初期対応 【時間内外共通】 ・災害の長期化に伴う避難所運営支援 ・学校教育活動の早期正常化	【時間内のみ】 ・児童生徒の安全確保・安否確認 ・区職員到着までの初期対応 【時間内外共通】 ・災害の長期化に伴う避難所運営支援 ・学校教育活動の早期正常化	【時間内のみ】 ・開設前における自主避難者への対応 ⇒開設前に自主避難者が避難してきた場 合は区役所防災担当に連絡	
区役所と学校との連	避難	連絡時期	区災害対策 (緊急) 対策本部の設置後	避難所開設を決定したとき	避難所開設を決定したとき	
	所 開 設	連絡方法	【時間外の場合】 ・区役所防災担当から事前に確認している学校関係者に電話で避難所開設の連絡 【時間内の場合】 ・区役所防災担当から学校へ電話で避難所開設の連絡 【その他情報】 ・避難所開設後における必要情報については、電話やMCA無線機を活用して連絡			
携事項	学校	次の場合は教育委員会から区役所(区長・教育文化課)へ情報提供を行う。 学校園に関する情報 ・教育委員会が学校園に臨時休校や下校・降園などの指示を行った場合 ・教育委員会が学校園から被害状況等の報告を受けた場合				

※1:鍵管理者(各3名)

※2: 大和川の水位(柏原観測所)が4.96mに達した場合 ※3: 大和川の水位(柏原観測所)が5.54mに達した場合

※4:長居公園通り以南に限る

※5:台風接近前に大阪管区気象台が開催する台風説明会において、大阪府の予想最大風速(陸上)が 30m/s 以上となる場合を目安とする

5. 区災害対策本部活動体制の強化

災害発生時、または、水害など災害が発生するおそれがある場合の、区役所の備えを強化します。

(1) 区災害対策本部の施設・設備

区災害対策本部の施設・設備配置等の改善を行い、災害発生後の災害対策本部機能の迅速な立ち上げ強化を図ります。

(2) 初期初動体制の確立

① 緊急区本部員の指名

勤務時間外に地震が発生した場合、緊急区本部員(区役所へ徒歩等により30分以内に参集可能な職員からあらかじめ区長が指名した職員)が速やかに参集し、地震発生後の初期対応にあたります。

② 直近参集者の確保

勤務時間外に地震が発生した場合、区災害対策本部の初動体制に必要な人員を確保するため、 区役所以外に勤務する住吉区内または住吉区の近隣に居住する大阪市職員を区役所への直近参 集者として指定します。

(3) 区職員に対する防災知識の普及啓発

災害は、その発生の季節・時間・地理的な条件により被害状況が異なり、また職員自らが被災者になる可能性があるなど不確定な要素が多く、特に、夜間や休日などの勤務時間外に災害が発生した場合、初期段階では参集職員数も限定され、限られた職員で対処せざるを得ない状況も予想されます。区職員は、このような状況下においても、区災害応急対策を進められるよう、平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うことに努めます。

- ・ 職員を対象とした防災研修制度を確立し、危機管理意識の醸成、地域防災計画の理解、 防災技術等の習得を行います。
- 災害発生時における区役所の迅速な初動体制の確立を図るため、区役所の初期初動期の行動計画を職員に周知徹底します。